

富 庁 審 第 3 号
令和3年7月26日

富士見市長 星野 光弘 様

富士見市庁舎整備検討審議会
会長 加藤 順一

富士見市庁舎の整備方針について（中間答申）

令和3年5月27日付け富公第22号で諮問のありました富士見市庁舎の整備方針について、下記のとおり中間の答申をいたします。

記

1 中間答申の位置づけ

当審議会は、富士見市庁舎整備検討審議会条例に基づき設置され「市長の諮問に応じ、庁舎整備に関し必要な事項を検討し、及び審議する」こととなっており、令和3年5月27日付けで市長から富士見市庁舎の整備方針について諮問を受けました。

本答申では、諮問事項のうち庁舎の整備方法について、中間答申として意見を述べます。

<諮問事項>

富士見市庁舎の整備方針について

具体的事項	位置づけ
庁舎の整備方法について（改修か建替えか）	中間答申
富士見市庁舎整備に関する基本方針の策定に関すること ・新庁舎に求められる機能について ・新庁舎の規模について ・新庁舎の場所について	答 申 (令和3年12月頃を予定)

2 庁舎の整備方法について（改修か建替えか）

当審議会において、現庁舎が抱える現状や課題を踏まえ、庁舎のあるべき状態を実現するための適切な庁舎の整備方法について慎重に審議した結果、次に掲げる理由から、「庁舎を建替えるべき」との意見となりました。

- (1) 現庁舎は推定耐用年数を迎えるまでの期間が短いため、経済合理性の観点から、改修に係る費用をかけて建替えを先延ばしするのではなく、必要な規模や機能を備えた新庁舎に資金を投資する方がよいと考える。
- (2) 庁舎を建替えることによって、現庁舎が抱える狭あい化等の課題を解決するとともに、職員の意識改革を促すことで市民サービスの向上につなげるべきと考える。

3 留意事項

建替えによる新庁舎の建設には、多額の費用を要するため、財源の確保が課題になると考えられます。

そのため、新庁舎の建設に当たっては、次のことに留意し、市の財政負担の軽減に努めるべきと考えます。

- (1) 計画的な地方債の借入や新庁舎の整備を目的とした新たな基金の創設により財源の確保に努めること。
- (2) 積極的な補助金の活用など、資金調達について工夫すること。

4 その他

当審議会は、これまでの審議により庁舎の整備方法については、庁舎を建替えるべきとの意見を中間答申としてまとめました。

今後は、「富士見市庁舎整備に関する基本方針の策定に関すること」に対する答申に向け、新庁舎に求められる機能や規模、場所について、将来を見据えた視点に立って十分に審議し、庁舎の整備方針についての意見をまとめたいと考えております。

以上